

特許法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)	1
意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)	7
商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)	11
特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第二十三号)	21
実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)	41
意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十五号)	43
商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)	45
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)	47

改正案	現行
<p>第七条の二 特許法第八十六条第一項の規定により、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求をする場合において、同条第三項ただし書に規定する通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求するときは、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十九条に規定する場合に該当することを証明する書面を提出しなければならぬ。</p> <p>（提出書面の省略）</p> <p>第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条の二まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五</p>	<p>（提出書面の省略）</p> <p>第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第</p>

第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 (略)

(信託)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 信託の受託者が第一項各号に掲げる事項の変更を届け出るときは、様式第三十二によりしなければならない。

5・6 (略)

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十六によりしなければならない。

2 特許法第四十二条第五項(同法第四十二条の二第三項において準用する場合を含む。)(の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 (略)

(信託)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 信託の受益者が第一項各号に掲げる事項の変更を届け出るときは、様式第三十二によりなければならない。

5・6 (略)

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十六によりなければならない。

2 特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)(の経済産業省令で定める国は、アメリカ合衆国(同法第四十三条第五項に規定する電磁的方法により、同条第二項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨

一 特許出願人が、アメリカ合衆国（特許庁長官が、特許法第四十二条第五項に規定する電磁的方法（以下この項及び次項において「電磁的方法」という。）により、同条第二項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限り。））、大韓民国又は欧州特許付与に関する条約の締約国（欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁（以下「欧州特許庁」という。））に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。以下この項において同じ。）にした出願に基づき特許法第四十二条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をした場合

二 特許法第四十二条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張してアメリカ合衆国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十二条第二項に規定する書類と同一の書類をアメリカ合衆国に提出した場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）又はアメリカ合衆国に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよ

の確認ができた場合に限る。））、大韓民国及び欧州特許付与に関する条約の締約国（欧州特許庁（欧州特許付与に関する条約第四条の欧州特許庁をいう。））に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。）とする。

う求め、かつ、アメリカ合衆国がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

イ 当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国

ロ 欧州特許庁

ハ 世界知的所有権機関（世界知的所有権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。以下この項において同じ。）

二 イから八までに掲げるもののほか、特許法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法によりアメリカ合衆国に提供することができる国又は国際機関

三 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張して欧州特許付与に関する条約の締約国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三条第二項に規定する書類と同一の書類を欧州特許庁に提出した場合又は欧州特許庁に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、欧州特許庁がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合

イ 当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国

ロ アメリカ合衆国

八 世界知的所有権機関

二 イから八までに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法により欧州特許庁に提供することができる国又は国際機関

四 特許法第四十三條第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同條第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

五 特許法第四十三條第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三條第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の第二項において準用する場合を含む。）の經濟産業省令で定める事項は、

次のとおりとする。

- 一 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号
 - 二 前項第二号又は第三号に規定する場合には、前号に規定する事項のほか、特許法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号
 - 三 前項第四号又は第五号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、特許法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国際機関の名称
 - 4 | (略)
- (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)
- 第二十七条の四 (略)
- 2 (略)
 - 3 特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により第二十七条の三の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面を提出しようとする者は、その特許出願の願書に当該事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

3 | (略)

- (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)
- 第二十七条の四 (略)
- 2 (略)

改正案	現行
<p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第七条の二、第十一条、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは、「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは、「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、「と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一</p>	<p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、「と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政</p>

条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七
条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、
第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、
第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段
とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、
「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関
係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四
条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十
一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しく
は第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは
第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十
八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、
様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第
十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六
から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二
から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第
四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四
十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式
第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第
六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六
十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式
第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一
、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるの
は「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から
様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条
第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規

令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第
四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十
一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若し
くは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六
十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条
第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第
三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項
又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九
条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、
第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しく
は第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意
匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式
第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第
十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十
二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の
五、様式第三十二から様式第三十四まで、様式第三十六、様式
第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第
四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第
五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六
十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十
五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六
十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式
第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の
二十五」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五ま
で、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法
施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四

定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第七項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の三第二項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の三第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第七項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の三第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは、「意匠法第六十七条第四項」と読み替えるものとする。

4 8 (略)

2 (略)

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二十七条の四、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは、「意匠法第六十七条第四項」と読み替えるものとする。

4 8 (略)

改正案	現行
<p>（特許法施行規則等の準用） 第二十二條 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項、第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第七号の二、第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名称の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四</p>	<p>（特許法施行規則等の準用） 第二十二條 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項、第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名称の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同</p>

条第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八條第三項」とあるのは「商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則第四條の三第一項中「三 特許法第四十四條第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七條の二第一項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五條の二第三項（同法第六十條の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七條の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは

「五 商標権の存続期間の更新
五の二 防護標章登録に基づ
五の三 書換登録の申請

登録の申請（商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請権利の存続期間の更新登録の出願
請する場合に限る。）

と、「八 特許法第八十四條（同法第九十二條第七項又は第九十三條第三項において準用する場合を

「八 登録異

法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八條第三項」とあるのは「商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則第四條の三第一項中「三 特許法第四十四條第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七條の二第一項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五條の二第三項（同法第六十條の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七條の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは

「五 商標権の存続期間の更新登録の申請
五の二 防護標章登録に基づく権利の存続
五の三 書換登録の申請

商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に期間の更新登録の出願
限る。）

と、「八 特許法第八十四條（同法第九十二條第七項又は第九十三條第三項において準用する場合を含む。）の規

「八 登録異議の申立て

含む。)の規定による答弁書の提出」とあるのは 八の二 商
八の三 商

議の申立て

標法第四十三條の七第一項の規定による参加の申請(同法第六
標法第四十三條の十二第一項の規定による意見書の提出(同法
十條の二第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合
第六十條の二第一項(同法第六十八條第五項において準用する
を含む。)及び同法第六十八條第四項において準用する場合を
場合を含む。)及び同法第六十八條第四項において準用する場

含む。)と、「九 審判の請求(拒絶査定不服審判を除
合を含む。)」

く。)とあるのは「九 審判の請求(商標法第四十四條第一
項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第
二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場
合を含む。)及び同法第四十五條第一項(同法第六十八條第四
項において準用する場合を含む。))の審判を除く。)」と、「
十二 証拠保全の申立て(判定請求前、審判の請求前又は再審
の請求前の申立てに限る。)」とあるのは「十二 証拠保全の
申立て(判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は
再審の請求前の申立てに限る。)」と、特許法施行規則第七條
及び第十八條第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあ
るの「、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国
」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第
百八十四條の五第一項の書面、同法第百八十四條の二十第一項
の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書

定による答弁書の提出」とあるのは 八の二 商標法第四十三
八の三 商標法第四十三

條の七第一項の規定による参加の申請(同法第六十條の二第一
條の十二第一項の規定による意見書の提出(同法第六十條の二
第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。))及
第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。))
及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。)

と、「九 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」とあ
るの「九 審判の請求(商標法第四十四條第一項(同法第六

十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條にお
いて準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))
及び同法第四十五條第一項(同法第六十八條第四項において準
用する場合を含む。))の審判を除く。)」と、「十二 証拠保
全の申立て(判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申
立てに限る。)」とあるのは「十二 証拠保全の申立て(判定
請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前
の申立てに限る。)」と、特許法施行規則第七條及び第十八條
第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世
界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法
施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第百八十四條の
五第一項の書面、同法第百八十四條の二十第一項の申出に係る
書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存

、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十二條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十條中「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項、第七條の二第四項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第九條第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第

続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十條中「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項、第七條の二第四項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則

七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法

第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式

施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同規則第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十一、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十

第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同規則第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十一、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條

三条において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 若しくは同法第四十五条第一項 (同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) の審判」と、特許法施行規則第十三条第三項中「審判 (次項に規定する審判を除く。) 、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判 (次項に規定する審判を除く。) 、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項 (同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項 (同法第六十八条第四項) の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第百三十四条第四項 (同法第七十一条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。) 」とあるのは「商標法第五十六条第一項 (同法第六十八条第五項) において準用する場合を含む。) 及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) 及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) 、同法第六十二条第一項 (同法第六十八条第五項) において準用する場合を含む。) 及び同法附則第二十一条 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項 (同法第六十八条第五項) において準用する場合を含む。) において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項 (同法附則第二十

(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 若しくは同法第四十五条第一項 (同法第六十八条第四項) において準用する場合を含む。) の審判」と、特許法施行規則第十三条第三項中「審判 (次項に規定する審判を除く。) 、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判 (次項に規定する審判を除く。) 、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項 (同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 (同法附則第二十三条) において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項 (同法第六十八条第四項) において準用する場合を含む。) の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第百三十四条第四項 (同法第七十一条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。) 」とあるのは「商標法第五十六条第一項 (同法第四十三条の十四第一項 (同法第六十条の二第一項 (同法第六十八条第五項) において準用する場合を含む。) 及び同法第六十八条第四項) において準用する場合を含む。) 及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) 及び同法第六十二条第一項 (同法第六十八条第五項) において準用する場合を含む。) 及び同法附則第二十一条 (同法附則第二十三条) において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項 (同法第六十八条第五項) において準用する場合を含む。) において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項

三条において準用する場合を含む。)において準用する特許法第三百三十四條第四項(商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十一條第三項並びに商標法第六十一條(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する特許法第七十四條第二項において準用する場合を含む。))と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は同法第四十五條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十六條第二項中「第三百三十三條第三項(同法第七十一條第三項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))」とあるのは「商標法第五十六條第一項(同法第四十三條の十四條第一項(同法第六十條の二第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))以下、この項において同じ。))、同法第六十二條第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))及び同法附則第二十一條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一項(同法附則第二

(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する特許法第三百三十四條第四項(商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十一條第三項並びに商標法第六十一條(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する特許法第七十四條第二項において準用する場合を含む。))と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は同法第四十五條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十六條第二項中「第三百三十三條第三項(同法第七十一條第三項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))」とあるのは「商標法第五十六條第一項(同法第四十三條の十四條第一項(同法第六十條の二第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))以下、この項において同じ。))、同法第六十二條第一項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))及び同法附則第二十一條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項(同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一

十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する特許法第百三十三条第三項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第百七十四條第二項において準用する場合を含む。）と、「同法第百三十三條の二第一項（同法第七十一条第三項及び同法第百七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）とあるのは「商標法第五十六條第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第百三十三條の二第一項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第百七十四條第二項において準用する場合を含む。」と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のうちに詳しく記載する。」とあるのを「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのを「代理人に

項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する特許法第百三十三條第三項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第百七十四條第二項において準用する場合を含む。）と、「同法第百三十三條の二第一項（同法第七十一条第三項及び同法第百七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）とあるのは「商標法第五十六條第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第百三十三條の二第一項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第百七十四條第二項において準用する場合を含む。」と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のうちに詳しく記載する。」とあるのを「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのを「代理人に

あつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号の
ように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、
何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読
み替えるものとする。

2・3 (略)

4 特許法施行規則第二十六条第三項から第六項まで、第二十七
条第一項から第三項まで、第二十七条の四第一項及び第二項、
第二十八条及び第三十条(信託、持分の記載等、パリ条約によ
る優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願
の分割をする場合の補正)の規定は、商標登録出願又は防護標
章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第
二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは、「
商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願
書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「
願書」と読み替えるものとする。

5
5
11 (略)

るのせ「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何
、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなる
べく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように
記載する。」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 特許法施行規則第二十六条第三項から第六項まで、第二十七
条第一項から第三項まで、第二十七条の四、第二十八条及び第
三十条(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張
の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合
の補正)の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用
する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中
「特許法第九十五条第五項」とあるのは、「商標法第七十六条
第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細
書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「願書」と読み替え
るものとする。

5
5
11 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 特許原簿の調製方法（第一条 第九条）</p> <p>第二章 申請の手続（第十条 第十三条の三）</p> <p>第三章 登録の手続</p> <p>第一節 通則（第十四条 第二十七条）</p> <p>第二節 職権による登録の手続（第二十八条 第四十条の二）</p> <p>第三節 命令および嘱託による登録の手続（第四十一条 第四十七条）</p> <p>第四節 申請による登録の手続（第四十八条 第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>（特許原簿の様式等）</p> <p>第一条の二 特許登録原簿は、それに記録されている事項を記載した書類（以下「登録事項記載書類」という。）を様式第一により作成できるものでなければならない。</p> <p>2 特許仮実施権原簿は様式第一の二により、特許関係拒絶審決再審請求原簿は様式第二により、特許信託原簿は様式第三により作成しなければならない。</p> <p>3 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿には、様式第四による目録を附さなければならない。</p> <p>4 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許</p>	<p>目次</p> <p>第一章 特許原簿の調製方法（第一条 第九条）</p> <p>第二章 申請の手続（第十条 第十三条の三）</p> <p>第三章 登録の手続</p> <p>第一節 通則（第十四条 第二十七条）</p> <p>第二節 職権による登録の手続（第二十八条 第四十条）</p> <p>第三節 命令および嘱託による登録の手続（第四十一条 第四十七条）</p> <p>第四節 申請による登録の手続（第四十八条 第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>（特許原簿の様式等）</p> <p>第一条の二 特許登録原簿は、それに記録されている事項を記載した書類（以下「登録事項記載書類」という。）を様式第一により作成できるものでなければならない。</p> <p>2 特許関係拒絶審決再審請求原簿は様式第二により、特許信託原簿は様式第三により作成しなければならない。</p> <p>3 特許関係拒絶審決再審請求原簿および特許信託原簿には、様式第四による目録を附さなければならない。</p> <p>4 特許関係拒絶審決再審請求原簿および特許信託原簿の登録用</p>

信託原簿の登録用紙の表題部中の枚数欄には、登録用紙の枚数に相当する数字に、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならぬ。

5 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿は、バインダー式帳簿とする。

(特許仮実施権原簿等の作成)

第二条 特許仮実施権原簿は、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願ごとに一用紙を備えなければならない。

2| (略)

3| (略)

(目録の記載)

第三条 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿の目録には、特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿に登録用紙をつづり込むことに、特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、特許出願の番号)、つづり込んだ年月日及び理由を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

2 登録用紙を特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿から除いたときは、目録中その登録用紙に係る記載を朱抹し、除いた年月日及び理由を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

(閉鎖特許原簿の作成)

紙の表題部中の枚数欄には、登録用紙の枚数に相当する数字に、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

5 特許関係拒絶審決再審請求原簿および特許信託原簿は、バインダー式帳簿とする。

(特許原簿の作成)

2| (略)

2| (略)

(目録の記載)

第三条 特許関係拒絶審決再審請求原簿または特許信託原簿の目録には、特許関係拒絶審決再審請求原簿または特許信託原簿に登録用紙をつづり込むことに、特許番号、つづり込んだ年月日および理由を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

2 登録用紙を特許関係拒絶審決再審請求原簿または特許信託原簿から除いたときは、目録中その登録用紙に係る記載を朱抹し、除いた年月日および理由を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

(閉鎖特許原簿の作成)

第四条 消滅した特許権に係る閉鎖特許原簿は、磁気テープをもつて調製し、消滅した特許権ごとに磁気テープの連続した部分を使用しなければならない。

2 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十二条第一項の規定により特許登録原簿における登録を閉鎖特許原簿に移す方法は、閉鎖特許原簿に特許登録原簿における当該特許権の登録と同一の記録をしたのち、特許登録原簿における当該特許権の登録を消すことによるものとする。

3 特許登録令第十二条第二項の規定により特許仮実施権原簿における登録を閉鎖特許原簿に移す方法は、特許仮実施権原簿における当該登録の登録用紙を閉鎖したのち、閉鎖特許原簿に閉鎖した登録用紙を移すことによるものとする。

4 第一条の二第三項及び第五項の規定は、前項の規定による閉鎖特許原簿に準用する。

5 前条の規定は、前項において準用する第一条の二第三項の目録に準用する。

（閉鎖特許原簿の保存期間）

第五条 （略）

2 閉鎖特許原簿の閉鎖した登録用紙の保存期間は、その閉鎖の日から二十年とする。

（特許登録原簿の記録）

第七条 （略）

2 4 （略）

5 特許登録原簿の甲区には、特許権の設定、移転、処分の制限

第四条 閉鎖特許原簿は、磁気テープをもつて調製し、消滅した特許権ごとに磁気テープの連続した部分を使用しなければならない。

2 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十二条の規定により特許登録原簿における登録を閉鎖特許原簿に移す方法は、閉鎖特許原簿に特許登録原簿における当該特許権の登録と同一の記録をしたのち、特許登録原簿における当該特許権の登録を消すことによるものとする。

（閉鎖特許原簿の保存期間）

第五条 （略）

（特許登録原簿の記録）

第七条 （略）

2 4 （略）

5 甲区には、特許権の設定、移転、処分の制限及び信託による

及び信託による特許権についての変更に関する事項を記録しなければならぬ。

- 6 特許登録原簿の乙区には、専用実施権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。
- 7 特許登録原簿の丙区には、通常実施権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。
- 8 特許登録原簿の丁区には、特許権を目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。

(特許仮実施権原簿の記載)

第七条の二 特許仮実施権原簿の特許出願番号欄には、特許出願の番号を記載しなければならない。

- 2 特許仮実施権原簿の表題部のうち、表示欄には、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願の表示を記載しなければならない。

- 3 特許仮実施権原簿の甲区の事項欄には、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者に関する事項を記載しなければならない。

- 4 特許仮実施権原簿の乙区の事項欄には、仮専用実施権に関する事項を記載しなければならない。

- 5 特許仮実施権原簿の丙区の事項欄には、仮通常実施権に関する事項を記載しなければならない。

- 6 特許仮実施権原簿の表示番号欄には、表示欄又は甲区の事項欄に登録事項を記載した順序を記載し、特許仮実施権原簿の順位番号欄には、乙区又は丙区の事項欄に登録事項を記載した順序を記載しなければならない。

特許権についての変更に関する事項を記録しなければならない。

- 6 乙区には、専用実施権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。
- 7 丙区には、通常実施権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。
- 8 丁区には、特許権を目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。

(申請書の様式)

第十条 (略)

2 (略)

3 登録名義人又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成しなければならない。

4 (略)

5 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十の二により作成しなければならない。

6・7 (略)

(併合の手続)

第十条の二 (略)

2・3 (略)

4 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請と特例法施行規則第四条第一項の届出は、当該特許を受ける権利を有する者が特例法施行規則第四条第一項の届出をする者と同であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

(番号の記録等)

第十四条 (略)

2 特許登録原簿に甲区、乙区、丙区及び丁区(以下「事項部」

(申請書の様式)

第十条 (略)

2 (略)

3 登録名義人の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成しなければならない。

4 (略)

5・6 (略)

(併合の手続)

第十条の二 (略)

2・3 (略)

(番号の記録等)

第十四条 (略)

2 特許登録原簿に甲区、乙区、丙区及び丁区(以下「事項部」

という。)について登録するときは、その登録が付記登録である場合、仮登録をしたものについての本登録である場合、仮登録の抹消の登録である場合、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録(以下「保全仮登録」という。)をしたものについての本登録である場合及び保全仮登録の抹消の登録である場合を除き、当該登録事項を記録した順序により、順位番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなければならない。

3| 特許仮実施権原簿について、表示欄又は甲区の事項欄に登録をするときは表示番号欄に番号を、乙区又は丙区の事項欄に登録をするときは順位番号欄に番号を記載しなければならない。

4| 特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿について、表示欄に登録をするときは表示番号欄に番号を、事項欄に登録をするときは順位番号欄に番号を記載しなければならない。

(付記登録の方法等)

第十五条 特許登録原簿について付記登録をするときは、主登録(主登録に付記登録があるときは、その付記登録の最後のもの)の次にその付記登録をしなければならない。この場合においては、付記の順序により、当該付記登録事項を記録する部分の前に付記番号を記録しなければならない。

2| 特許仮実施権原簿について付記登録をする場合において、付記登録の表示番号又は順位番号を記載するときは、主登録の番号を記載し、その下に付記の順序により付記番号を記載しなければならない。

という。)について登録するときは、その登録が附記登録である場合、仮登録をしたものについての本登録である場合、仮登録の抹消の登録である場合、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録(以下「保全仮登録」という。)をしたものについての本登録である場合及び保全仮登録の抹消の登録である場合を除き、当該登録事項を記録した順序により、順位番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなければならない。

3| 特許関係拒絶審決再審請求原簿または特許信託原簿について、表示欄に登録をするときは表示番号欄に番号を、事項欄に登録をするときは順位番号欄に番号を記載しなければならない。

(附記登録の方法等)

第十五条 特許登録原簿について附記登録をするときは、主登録(主登録に附記登録があるときは、その附記登録の最後のもの)の次にその附記登録をしなければならない。この場合においては、附記の順序により、当該附記登録事項を記録する部分の前に附記番号を記録しなければならない。

3 特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿について付記登録をする場合において、付記登録の順位番号を記載するときは、主登録の番号を記載し、その下に付記の順序により付記番号を記載しなければならない。

4 前二項の場合においては、主登録の表示番号又は順位番号の下に略号を用いて付記番号を記載しなければならない。

(変更された登録事項等の抹消記号の記録等)

第十七条 (略)

2 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿について変更又は更正の登録をしたときは、変更され、又は更正された登録事項を朱抹しなければならない。

(抹消の登録の方法)

第十八条 (略)

2 (略)

3 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿について抹消の登録をするときは、登録を抹消する旨を記載した後、抹消すべき登録を朱抹しなければならない。ただし、職権により抹消の登録をするときは、その原因及び年月日も記載しなければならない。

4 (略)

第十九条の二 特許登録令第十二条第二項の規定により特許仮実施権原簿における仮専用実施権又は仮通常実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移した後、当該仮専用実施権又は仮通常実施

2 特許関係拒絶審決再審請求原簿または特許信託原簿について附記登録をする場合において、附記登録の順位番号を記載するときは、主登録の番号を記載し、その下に附記の順序により附記番号を記載しなければならない。

3 前項の場合においては、主登録の順位番号の下に略号を用いて附記番号を記載しなければならない。

(変更された登録事項等の抹消記号の記録等)

第十七条 (略)

2 特許関係拒絶審決再審請求原簿または特許信託原簿について変更または更正の登録をしたときは、変更され、または更正された登録事項を朱抹しなければならない。

(抹消の登録の方法)

第十八条 (略)

2 (略)

3 特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿について抹消の登録をするときは、登録を抹消する旨を記載した後、抹消すべき登録を朱抹しなければならない。ただし、職権により抹消の登録をするときは、その原因及び年月日も記載しなければならない。

4 (略)

権の登録の回復の登録をするときは、新たな登録用紙を用い、表示欄に回復の原因、年月日及び登録を回復する旨を記載した後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならない。

2 前項の規定により仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の回復の登録をしたときは、閉鎖特許原簿の目録中の当該仮専用実施権又は仮通常実施権の備考欄及び当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録用紙の表示欄中の余白の部分に、登録の回復があつた旨及びその年月日を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

3 第一項に規定する場合を除き、特許仮実施権原簿について回復の登録をするときは、その原因、年月日及び登録を回復する旨を記載した後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならない。

(登録年月日の記録等)

第二十一条 特許登録原簿に表示部又は事項部について職権により登録をしたときは、その末尾に登録年月日を記録しなければならない。

2 (略)

3 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿の表示欄又は事項欄に職権により登録をしたときは、その末尾に登録年月日を記載しなければならない。

4 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿の表示欄又は事項欄に登録をしたときは、その末尾に特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

(登録年月日の記録等)

第二十一条 特許登録原簿に表示部又は事項部について登録をしたときは、その末尾に登録年月日を記録しなければならない。

2 (略)

3 特許関係拒絶審決再審請求原簿および特許信託原簿の表示欄または事項欄に登録をしたときは、その末尾に登録年月日を記載し、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

(分界)

第二十二條 特許登録原簿に表示部又は事項部について登録をしたときは、その末尾(前条第一項の規定により登録年月日を記録したときは、当該登録年月日を記録した部分)に続けて分界記号を記録しなければならない。

2 特許登録原簿に事項部の同一の区について同一の順位で特許権その他特許に関する権利の設定又は移転の登録及び信託の登録をしたときは、その末尾(前条第一項の規定により登録年月日を記録したときは、当該登録年月日を記録した部分)に続けて分界記号を記録して各登録を分界しなければならない。

第二十三條 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は特許信託原簿について、表示欄に登録をしたときは表示番号欄及び表示欄に、事項欄に登録をしたときは順位番号欄及び事項欄に横線を引いて余白と分界しなければならない。

(特許信託番号の記録等)

第二十四條 特許登録原簿に信託の登録をするときは、特許信託番号を記録しなければならない。

2 特許仮実施権原簿に信託の登録をするときは、特許信託番号を記載しなければならない。

(閉鎖の記録等)

第二十六條 (略)

2 特許仮実施権原簿の登録用紙を閉鎖するときは、その表示欄の末尾に閉鎖する原因、閉鎖する旨及びその年月日を記載し、

(分界)

第二十二條 特許登録原簿に表示部又は事項部について登録をしたときは、登録年月日を記録した部分に続けて分界記号を記録しなければならない。

2 特許登録原簿に事項部の同一の区について同一の順位で特許権その他特許に関する権利の設定または移転の登録および信託の登録をしたときは、登録年月日を記録した部分に続けて分界記号を記録して各登録を分界しなければならない。

第二十三條 特許関係拒絶審決再審請求原簿または特許信託原簿について、表示欄に登録をしたときは表示番号欄および表示欄に、事項欄に登録をしたときは順位番号欄および事項欄に横線を引いて余白と分界しなければならない。

(特許信託番号の記録)

第二十四條 特許登録原簿に信託の登録をするときは、特許信託番号を記録しなければならない。

(閉鎖の記録)

第二十六條 (略)

特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

(登録用紙中に余白がない場合)

第二十七条 特許仮実施権原簿の表題部又は甲区、乙区若しくは丙区に登録する余白がないときは、その登録用紙の次に新たな登録用紙をつづり込まなければならない。

2 特許関係拒絶審決再審請求原簿及び特許信託原簿の登録用紙中の表題部又は事項区に登録する余白がないときは、その登録用紙の次に新たな登録用紙をつづり込まなければならない。

(設定されたものとみなされた専用実施権等の設定の登録の方法)

第三十三条 特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたものとみなされた専用実施権の設定の登録をするときは、当該特許権の登録に乙区として設定すべき専用実施権の範囲並びに専用実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他当該設定されたものとみなされた専用実施権に関する事項を記録しなければならない。

2 前項の規定は、登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権の設定の登録に準用する。この場合において、前項中「乙区」とあるのは、「丙区」と読み替えるものとする。

(混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法)

(登録用紙中に余白がない場合)

第二十七条 特許関係拒絶審決再審請求原簿および特許信託原簿の登録用紙中の表題部または事項区に登録する余白がないときは、その登録用紙の次にあらたな登録用紙をつづり込まなければならない。

第三十三条 削除

(混同または取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法)

第三十四条 混同による専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。

2 (略)

(設定されたものとみなされた仮専用実施権等の設定の登録の方法)

第三十六条の二 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものとみなされた仮専用実施権の設定の登録をするときは、特許出願番号欄に当該仮専用実施権に係る特許出願の番号を、表示欄に当該仮専用実施権に係る特許出願の年月日その他当該仮専用実施権に係る特許出願の表示に関する事項を、甲区の事項欄に仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所を、乙区の事項欄に設定すべき仮専用実施権の範囲並びに仮専用実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他当該設定されたものとみなされた仮専用実施権に関する事項を記載しなければならない。

2 前項の規定は、登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第五項又は第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮通常実施権の設定の登録に準用する。この場合において、前項中「乙区」とあるのは、「丙区」と読み替えるものとする。

(特許を受ける権利を有する者の変更の登録の方法)

第三十六条の三 仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願

第三十四条 混同による専用実施権、通常実施権または質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、通常実施権または質権の登録を抹消しなければならない。

2 (略)

に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変更の登録をするときは、特許を受ける権利の承継人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。

(仮専用実施権等の消滅の登録の方法)

第三十六条の四 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の消滅又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定による仮通常実施権の消滅の登録をするときは、その仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を抹消しなければならない。

(同一の順位による信託の登録)
第三十九条 (略)

2| 特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたものとみなされた専用実施権又は同法第三十四条の三第二項若しくは第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権の設定の登録をする場合において、当該仮専用実施権又は仮通常実施権が信託財産に属するときは、その設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。

3| 4| (略)

5| 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものとみなされた仮専用実施権の設定の登録又は同法第三十四条の三第五項若しくは第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮通常実施権の設定の登録をする場合において、もとの特許

(同一の順位による信託の登録)
第三十九条 (略)

2| 3| (略)

出願に係る仮専用実施権又は仮通常実施権が信託財産に属するときは、その設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。

(特許権の消滅等があつた場合の特許信託原簿の登録)

第四十条 第三十二条、第三十四条若しくは第三十六条の四の規定により登録をした場合において当該特許権その他特許に関する権利が信託財産に属するとき又は前条(第四項を除く。)の規定により登録をしたときは、同時に特許信託原簿にその登録をしなければならない。

2 第三十六条の規定により登録をした場合において当該通常実施権が信託財産に属するとき又は前条第四項の規定により登録をしたときは、同時に特許信託原簿、実用新案信託原簿又は意匠信託原簿にその登録をしなければならない。

(登録済みの通知)

第四十条の二 第三十三条又は第三十六条の二の規定による登録を完了したときは、特許番号(第三十六条の二の規定による登録にあつては、特許出願の番号)、登録権利者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録の目的、登録の年月日並びに登録済みの旨を特許権者その他特許に関する権利を有する者に通知しなければならない。

(未登録の通常実施権等に関する登録の方法)

第四十三条 嘱託により、登録してない通常実施権又はこれを目的とする質権の処分の制限の登録をするときは、丙区として権

(特許権の消滅等があつた場合の特許信託原簿の登録)

第四十条 第三十二条若しくは第三十四条の規定により登録をした場合において当該特許権その他特許に関する権利が信託財産に属するとき又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録をしたときは、同時に特許信託原簿にその登録をしなければならない。

2 第三十六条の規定により登録をした場合において当該通常実施権が信託財産に属するとき又は前条第三項の規定により登録をしたときは、同時に特許信託原簿、実用新案信託原簿又は意匠信託原簿にその登録をしなければならない。

(未登録の通常実施権等に関する登録の方法)

第四十三条 嘱託により、登録してない通常実施権またはこれを目的とする質権の処分の制限の登録をするときは、丙区として

利者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により通常実施権又はこれを目的とする質権の登録をする旨を記録しなければならない。

2 嘱託により、登録していない仮通常実施権の処分の制限の登録をするときは、丙区の事項欄に仮通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により仮通常実施権の登録をする旨を記載しなければならない。

3 仮通常実施権に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、前項の規定による登録をするときは、前項に規定するもののほか、特許出願番号欄に特許出願の番号を、表題部の表示欄に特許出願の年月日その他当該仮通常実施権に係る特許出願の表示に関する事項を記載しなければならない。

第四十五条 特許登録原簿について特許登録令第三条第一号又は第二号に掲げる訴えについて予告登録をするときは、事項部の相当区に登録の原因の無効若しくは取消しによる登録の抹消若しくは回復の訴えが提起された旨又は裁定若しくはその取消しについて訴えが提起された旨及びその年月日を記録しなければならない。

2 特許仮実施権原簿について特許登録令第三条第一号に掲げる訴えについて予告登録をするときは、登録用紙中の相当区の事項欄に登録の原因の無効若しくは取消しによる登録の抹消又は回復の訴えが提起された旨及びその年月日を記録しなければならない。

(登録済みの通知)

権利者の氏名または名称および住所または居所ならびに嘱託により通常実施権またはこれを目的とする質権の登録をする旨を記録しなければならない。

第四十五条 特許登録令第三条第一号または第二号に掲げる訴えについて予告登録をするときは、事項部の相当区に登録の原因の無効若しくは取消しによる登録の抹消若しくは回復の訴えが提起された旨または裁定若しくはその取消しについて訴えが提起された旨およびその年月日を記録しなければならない。

(登録済みの通知)

第四十六条 命令又は嘱託により登録を完了したときは、次条において準用する第六十条の規定により返還及び通知するほか、特許権その他特許に関する権利の表示、登録権利者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録の目的並びに登録済みの旨を特許権者その他特許に関する権利を有する者（登録義務者を除く。）に通知しなければならない。

（登録受付簿の記載）

第四十八条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に受付の年月日、受付番号、特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）、登録の目的、登録免許税として納付する額及び申請人の氏名又は名称を、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

2・3（略）

（同一の順位番号の記載）

第五十一条 特許登録原簿について第四十八条第二項ただし書の規定により同一の受付番号を附した申請書により登録をする場合において、その登録事項が同一の区として登録をすべきものであるときは、同一の順位番号を記録しなければならない。

2 特許仮実施権原簿について第四十八条第二項ただし書の規定により同一の受付番号を附した申請書により登録をする場合において、その登録事項が同一の事項欄に登録をすべきものであるときは、同一の順位番号を記載しなければならない。

第四十六条 命令又は嘱託により登録を完了したときは、次条において準用する第六十条の規定により返還及び通知するほか、特許権その他特許に関する権利の表示、登録権利者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録の目的、登録の年月日並びに登録済みの旨を特許権者その他特許に関する権利を有する者（登録義務者を除く。）に通知しなければならない。

（登録受付簿の記載）

第四十八条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に受付の年月日、受付番号、特許番号、登録の目的、登録免許税として納付する額および申請人の氏名または名称を、申請書に受付の年月日および受付番号を記載しなければならない。

2・3（略）

（同一の順位番号の記載）

第五十一条 第四十八条第二項ただし書の規定により同一の受付番号を附した申請書により登録をする場合において、その登録事項が同一の区として登録をすべきものであるときは、同一の順位番号を記録しなければならない。

(表示部等の登録の方法)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 特許仮実施権原簿の表示欄に登録をするときは、申請書の受付の年月日、受付番号及び登録の目的を記載しなければならぬ。

5 特許仮実施権原簿の事項欄に登録をするときは、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに登録の目的その他申請書に掲げた事項のうち登録をすべき権利に関する事項を記載しなければならない。

6 仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、特許仮実施権原簿に登録をするときは、前項に規定するもののほか、特許出願番号欄に特許出願の番号を、表題部の表示欄に特許出願の年月日その他当該仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願の表示に関する事項を、甲区の事項欄に当該仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。

7～10 (略)

(二以上の権利を目的とする専用実施権等の設定又は消滅の登録の方法)

第五十五条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの専用実施権についての通常実施権又は商標権についての専用使

(表示部等の登録の方法)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4～7 (略)

(二以上の権利を目的とする専用実施権等の設定または消滅の登録の方法)

第五十五条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの専用実施権についての通常実施権または商標権についての専用

用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに専用実施権若しくは通常実施権又は専用使用権若しくは通常使用権の目的である旨を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利について質権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに質権の目的である旨を記録しなければならない。

3 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権又は特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくはこれらの仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権の設定の登録をするときは、それぞれの仮専用実施権又は仮通常実施権の登録用紙中の相当区の事項欄にその旨を記載し、かつ、その相当区の事項欄に他の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくは仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権の表示をし、これらの権利がともに仮専用実施権又は仮通常実施権の目的である旨を記載しなければならない。

使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権またはこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに専用実施権若しくは通常実施権または専用使用権若しくは通常使用権の目的である旨を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権またはこれらに関する権利について質権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権またはこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに質権の目的である旨を記録しなければならない。

第五十六条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの専用実施権についての通常実施権若しくは商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をした場合又は二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権若しくはこれらに関する権利について質権の登録をした場合において、そのうちの一の権利を目的とする専用実施権若しくは通常実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権の消滅の登録をしたときは、他の特許権の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする専用実施権若しくは通常実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権が消滅した旨を記録し、かつ、消滅に係る事項について抹消記号を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権又は特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくはこれらの仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権の設定の登録をした場合において、そのうちの一の権利を目的とする仮専用実施権又は仮通常実施権の消滅の登録をしたときは、他の仮専用実施権又は仮通常実施権の登録用紙中の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする仮専用実施権又は仮通常実施権が消滅した旨を記載し、かつ、消滅に係る事項を朱抹しなければならない。

第五十八条 特許仮実施権原簿への仮登録は、登録用紙中の相当

第五十六条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの専用実施権についての通常実施権若しくは商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をした場合または二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権若しくはこれらに関する権利について質権の登録をした場合において、そのうちの一の権利を目的とする専用実施権若しくは通常実施権、専用使用権若しくは通常使用権または質権の消滅の登録をしたときは、他の特許権の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする専用実施権若しくは通常実施権、専用使用権若しくは通常使用権または質権が消滅した旨を記録し、かつ、消滅に係る事項について抹消記号を記録しなければならない。

区の事項欄にしなければならない。

2) (略)

3) 前二項の規定により仮登録をしたときは、事項欄だけに横線を引き、その下に本登録をすることができる相当の余白を残した上、順位番号欄および事項欄に横線を引かなければならない。

(仮登録後の本登録等)

第五十九条 特許登録原簿について仮登録をした後本登録の申請があつたときは、仮登録の次にその登録をしなければならない。仮登録の抹消の申請があつたときも、同様とする。

2 特許仮実施権原簿又は特許信託原簿について仮登録をした後本登録の申請があつたときは、仮登録の下の余白にその登録をしなければならない。仮登録の抹消の申請があつたときも、同様とする。

(申請の却下の処分の記載事項)

第五十九条の三 特許登録令第三十八条第一項の規定による却下の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

一・二 (略)

三 特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に關するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)

四〇七 (略)

第五十八条 (略)

2) 前項の規定により仮登録をしたときは、事項欄だけに横線を引き、その下に本登録をすることができる相当の余白を残した上、順位番号欄および事項欄に横線を引かなければならない。

(仮登録後の本登録等)

第五十九条 特許登録原簿について仮登録をした後本登録の申請があつたときは、仮登録の次にその登録をしなければならない。仮登録の抹消の申請があつたときも同様とする。

2 特許信託原簿について仮登録をした後本登録の申請があつたときは、仮登録の下の余白にその登録をしなければならない。仮登録の抹消の申請があつたときも、同様とする。

(申請の却下の処分の記載事項)

第五十九条の三 特許登録令第三十八条第一項の規定による却下の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

一・二 (略)

三 特許番号

四〇七 (略)

(登録済みの通知)

第六十条 登録を完了したときは、登録の原因を証明する書面に特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号)、申請書の受付の年月日、受付番号、順位番号及び登録済みの旨を記載し、特許庁の印を押して、申請人(申請人が登録権利者及び登録義務者であるときは、登録権利者。以下この項において同じ。)に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかった場合において、登録を完了したときは、申請人に登録の原因を証明する書面に記載すべき事項及び登録の目的を通知しなければならない。

2 (略)

3 前二項の場合においては、登録義務者に特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号)、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、登録義務者が当該登録に係る特許権その他特許に関する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨を通知しなければならない。

(登録済みの通知)

第六十条 登録を完了したときは、登録の原因を証明する書面に特許番号、申請書の受付の年月日、受付番号、順位番号、登録の年月日及び登録済みの旨を記載し、特許庁の印を押して、申請人(申請人が登録権利者及び登録義務者であるときは、登録権利者。以下この項において同じ。)に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかった場合において、登録を完了したときは、申請人に登録の原因を証明する書面に記載すべき事項及び登録の目的を通知しなければならない。

2 (略)

3 前二項の場合においては、登録義務者に特許番号、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的、登録の年月日及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、登録義務者が当該登録に係る特許権その他特許に関する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨を通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第三条 特許登録令施行規則第一条の二第四項及び第五項、第二条第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、実用新案に関する登録に関する帳簿に準用する。</p> <p>2 特許登録令施行規則第十条（第五項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手續）の規定は、実用新案に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>3 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条（第二項及び第五項を除く。）、第四十条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第六項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。</p>	<p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第三条 特許登録令施行規則第一条の二第四項及び第五項、第二条第二項、第三条から第五条まで並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、実用新案に関する登録に関する帳簿に準用する。</p> <p>2 特許登録令施行規則第二章（申請の手續）の規定は、実用新案に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>3 特許登録令施行規則第十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで及び第四十二条から第六十一条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。</p>



改正案	現行
<p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第六条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第一条の二第四項及び第五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、意匠に関する登録に関する帳簿に準用する。</p> <p>2 特許登録令施行規則第十条（第五項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申請の手續）の規定は、意匠に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>3 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条（第二項及び第五項を除く。）、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第六項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手續）の規定は、意匠に関する登録の手續に準用する。</p>	<p>（特許登録令施行規則の準用）</p> <p>第六条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第一条の二第四項および第五項、第二条から第五条まで、第八条ならびに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、意匠に関する登録に関する帳簿に準用する。</p> <p>2 特許登録令施行規則第二章（申請の手續）の規定は、意匠に関する登録の申請の手續に準用する。</p> <p>3 特許登録令施行規則第十四条から第二十七条まで、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十三条並びに第四十五条から第六十一条まで（登録の手續）の規定は、意匠に関する登録の手續に準用する。</p>

101

改正案

現行

（特許登録令施行規則の準用）
 第十七条 特許登録令施行規則第一条の二第四項及び第五項、
 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第
 五条第一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定
 は、商標の登録に関する帳簿に準用する。

2 特許登録令施行規則第十条（第五項を除く。）、第十条の二
 （第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の三まで（申
 請の手続）の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用す
 る。この場合において、同規則様式第十の備考第一中「とする
 。」であるのを「とする。国際登録に基づき商標権について専
 用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において
 、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の
 表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する
 。」及び同規則様式第十一の備考第一中「記載する。」である
 のを「記載する。国際登録に基づき商標権について質権の設定
 の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係
 るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登
 録簿に記載された日を記載する。」及び同規則第十条の二中「
 これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録
 の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「
 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条
 第一項」とあるのは「商標法施行規則（昭和三十五年通商産業

（特許登録令施行規則の準用）
 第十七条 特許登録令施行規則第一条の二第四項及び第五項、第
 二条から第五条まで、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿
 ）の規定は、商標の登録に関する帳簿に準用する。

2 特許登録令施行規則第二章（申請の手続）の規定は、商標に
 関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規
 則様式第十の備考第一中「とする。」であるのは「とする。國
 際登録に基づき商標権について専用使用権又は通常使用権の設
 定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に
 係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際
 登録簿に記載された日を記載する。」及び同規則様式第十一の
 備考第一中「記載する。」であるのを「記載する。国際登録に
 基づき商標権について質権の設定の登録を申請する場合におい
 て、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利
 の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載す
 る。」及び同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の
 場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四
 条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則（昭和三十五
 年通商産業省令第十号）第十二条第一項」とあるのは「商標法
 施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第一項
 」と読み替えるものとする。

省令第十二号) 第九条第一項」と読み替えるものとする。

3 特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十五条(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十九条(第二項及び第五項を除く。)、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条(第四項から第六項までを除く。)、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで(登録の手續)の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人(国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。)」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるものとする。

3 特許登録令施行規則第十四条から第二十七条まで、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十九条、第四十条、第四十三条並びに第四十五条から第六十一条まで(登録の手續)の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人(国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。)」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(氏名変更届等の様式等) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の届出(代理人に係るものを除く。)と登録名義人(特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。)又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特定手続の指定) 第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。 一 五十三 (略) 五十四 特許法第百八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二</p>	<p>(氏名変更届等の様式等) 第四条 (略)</p> <p>2 前項の届出(代理人に係るものを除く。)と登録名義人(特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。)の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特定手続の指定) 第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。 一 五十三 (略) 五十四 特許法第百八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二</p>

項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項の証明の請求（特許法第百八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次号及び第五十六号において同じ。）に該当する場合を除く。）

五十五 特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十二条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項の証明の請求（特許法第百八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合を除く。）

五十六 特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十二条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求（特許法第百八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合を除く。）

五十七 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求（法第十二条第三項において準用する特許法第百八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項

項に規定するファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項の証明の請求

五十五 特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十二条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項の証明の請求

五十六 特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十二条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

五十七 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求

において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。
）に該当する場合を除く。）

五十八 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求（法第十二条第三項において準用する特許法第百八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合を除く。）

五十九、六十一（略）

（閲覧等の制限の例外に係る証明書の提出）

第三十四条の七 法第十二条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求する場合において、同条第三項において準用する特許法第百八十六条第三項に規定する通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求するときは、特許法施行令第十九条に規定する場合に該当することを証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第十二条第二項の規定により、ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求する場合に準用する。

五十八 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求

五十九、六十一（略）